

## 土浦市政務調査費使途基準に関する申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、土浦市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年土浦市条例第10号。以下「条例」という。）及び土浦市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年3月27日規則題3号。以下「規則」という。）の運用に当たり、当該条例及び規則の趣旨の範囲内において、政務調査費の交付を受けるべき土浦市議会内の会派間及び議員の公平性の確保、整合性、或いは支出の透明性を確保するため、一定の基準を設けようとするものである。

### 1 《共通事項》

項目	内容
1 会派又は議員について	政務調査費の交付を受ける会派とは、議長に結成届けを提出し、会派として政務調査費の支給を受けることであり、政務調査費の交付を受ける議員とは、個人で政務調査費の支給を受けることである。
2 政務調査費の支出の決定について	各会派における政務調査費の支出の決定は、会派の代表者がこれを行う。
3 領収書について	<p>会派又は議員は政務調査費の支出の証拠書として、一部の経費（「土浦市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」）（昭和23年条例第14号。以下「費用弁償条例」という。）に基づき、算定される旅費を除いて、必ず領収書を徴しなければならない。</p> <p>※領収書の宛名は会派においては、会派の名称又は所属議員の氏名及び摘要を必ず明記する。ただし所属議員名の領収書の場合は、会派代表者が認めたものとして、別記様式第5号に領収書を添付して提出する。議員においては議員の氏名及び摘要を必ず明記する。</p> <p>※ 宛名が「上様」又は「空欄」の領収書については、政務調査費の支出と認めない。</p> <p>※ レシートは原則認めない。</p>
4 交通費、宿泊費等について	<p>政務調査費使途基準の「調査旅費」に係る交通費、宿泊費等については、「費用弁償条例」「土浦市職員等の旅費に関する条例」の規定に準じて支出する。</p> <p>公共交通機関の運賃に係る領収書は「行程表」をもって代えることが出来る。</p> <p>視察時に貸し切りバス、レンタカー、タクシー等を利用した場合の政務調査費は、鉄道・バス等の公共交通機関の運賃で算出した額とする。</p> <p>ただし、この場合において、当該交通手段によらなければ目的が達成出来ない場合は理由を明確にするとともに、その交通手段に係る領収書を徴するものとする。</p> <p>宿泊費については、「費用弁償等に関する条例」に準じ県外については14,000円（1泊2食）、県内については12,500円（1泊2食）</p>

	<p>以内とする。目当については認めないものとする。</p> <p>自家用車を利用し会議等に出席した場合は、行き先・目的・距離（別記様式1号）を明記したうえ「費用弁償条例」に準じ、車賃1キロ37円で計算する。</p> <p>キャンセル料については、「土浦市職員等の旅費に関する条例」の規定に準ずる。</p>
5 食糧費について	<p>政務調査費から支出できる食糧費は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政視察調査における「宿泊に伴う食事代」</li> </ul> <p>※「宿泊に伴う食事代」は、「費用弁償条例」で定められている宿泊料（1泊2食）の一人当たり県外14,000円、県内12,500円の範囲内で貰う。</p> <p>一泊朝食のみの場合の夕食代は、4,000円以内とする。ただし、宿泊料を含め県外14,000円、県内12,500円を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会派が開催する研究会・研修会での「講師への茶菓子代」「講師への昼食代」「講師の懇談会経費」</li> </ul>
6 備品購入費について	<p>使途基準「事務所費」における備品、事務機器購入代。</p> <p>(例) 書類保管用書棚、行政視察記録写真用カメラ、カセットデッキパソコン、プリンター、その他事務用備品。</p>
7 政務調査費の交付を受けるための金融機関の口座に係る名義について	<p>例として、会派においては、〇〇〇会経理責任者〇〇〇とすること。 議員においては、市議会議員〇〇〇〇（政務調査費）とすること。</p>
8 政務調査費として支出できない経費	<p>交際費的経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費</li> <li>・病気見舞、餞別、名刺印刷等に要する経費</li> </ul> <p>政党活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・党大会への出席に要する経費</li> <li>・政党の広報紙、パンフレット等の印刷に要する経費</li> </ul> <p>選挙活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙運動に要する費用</li> <li>・公職選挙法に抵触する経費</li> </ul> <p>その他適当でない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食を主目的とする懇談会の出席に要する経費</li> <li>・私的な旅行・観光等に要する経費</li> <li>・社会福祉、慈善、災害援助等の寄付に要する経費</li> <li>・その他政務調査費の目的に合致しない経費</li> </ul>

## 2 《使途基準の留意事項》

項目	内容
研究研修費	<p>他の団体の開催する研究会、研修会へは、会派の所属議員個々において参加できるものである。</p> <p>議員においても同様である。</p> <p>なお、研究研修会に出席した場合は、当該研究研修会に係る報告書を作成し、議長に報告するものとする。</p>
調査旅費	<p>会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な、先進地調査又は現地調査に要する経費である。会派の代表者又は議員は、行政視察を実施しようとする場合には、視察の日時、視察先、調査事項、視察行程、参加議員数（様式第4号）を原則14日前までに議長に届け出るものとする。会派においては、次のいずれの場合においても同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 会派の所属議員個々において行う場合。</li> <li>2 会派内において、分担して調査研究活動を行う場合。</li> <li>3 会派全体で、調査研究活動を行う場合。</li> </ul> <p>県内の行政視察は、基本的には宿泊を認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、理由を付し議長に届け、許可を得る。</p> <p>なお、会派又は議員が経費を伴う行政視察を実施した場合は、その視察に係る収支報告書を作成し、実施後30日以内に議長に報告するものとする。</p> <p>収支報告書には、視察目的、視察内容、質疑応答、参加者全員の感想等を記載した視察報告書を添付することとする。</p> <p>海外及び企画商品等による行政視察は認めない。</p> <p>視察先への手土産代は認めない。</p>
資料作成費	会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費。
資料購入費	<p>会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な図書・資料等は、購入後原則として、会派の場合は会派控え室に、議員の場合は「政務調査用資料一覧表」（別記3号様式）を作成し、区分して保管するものとする。</p> <p>なお、会派において図書等の購入にあたり、必要に応じて所属議員数分購入できるものとする。</p> <p>新聞購読料については、会派において各所属議員ごとに3紙を限度とし議員の場合も同様とする。</p>
広報費	会派又は議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費である。広報の一つとして「議会報告」があるが、ただ単に定例会の事実を報告するだけのものは、広報費の対象とはならない。会派又は議員が市政に関する調査研究活動の成果を住民に

	<p>報告することについては、この広報費の範疇である。</p> <p>また、印刷物による報告・PRをする場合におけるその「広報紙」あるいは「報告書」の発行者名は、会派の場合「土浦市議会会派〇〇〇」とし、党派の場合は「〇〇党土浦市議団」とする。</p> <p>議員の場合においては「土浦市議会議員〇〇〇」としなればならない。</p> <p>なお、作成した「広報紙」あるいは「報告書」は、収支報告書に添付しなければならない。</p>
広聴費	会派又は議員が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費である。ただし、茶菓子代は認めない。
人件費	会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費。 民法上の親族は除く。時給の上限は、市の基準に準ずる。 雇用する場合は、契約書を交わし、収支報告書に添付する。
事務所費	会派又は議員が行う調査研究活動のための事務執行に必要な事務用品、備品、事務機械購入代、リース代などが対象経費となる。 パソコン・プリンター等の事務機器は、会派の場合は、原則として会派控え室に設置、保管するものとする。 事務機器及び備品について「政務調査用備品台帳」(別記2号様式)を2部作成し、1部を議長に提出するものとする。
その他の経費	上記以外の経費で、会派又は議員の行う調査研究活動に必要な経費。

#### (審査機関)

収支報告の内容について、年度末に総務委員会において審査するものとする。

#### (政務調査費の運用に当たり、疑義のある場合の対応)

条例、規則及び使途基準申し合わせの趣旨の範囲内において、使途基準に係る具体的な経費について疑義が生じた場合は、議長及び議会運営委員会において、審議するものとする。

この申し合わせ事項は、平成19年5月1日にさかのぼり適用する。